

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 9 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 8 月 11 日（水）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 補助事業評価の取りまとめについて

【部会長】

補助事業評価、残り 5 つの事業について始めたいと思います。

前回、25「医療介護支援事業」まで終わりました、26「保護司会への事業助成」から入りたいと思います。これについては大分ヒアリングのときにお聞きしたところではあるのですが、これだというご返答がいただけなかったかなという気持ちがございます。

【委員】

CかBかというのは非常に難しいところなのですが、保護司というものの役割と、保護司会がこういうようなことはやはり正当に行われれば必要であろうという意見です。

【部会長】

活動が必要ないということではないと思うのですね。ただ、そのやり方というのでしょうか、その問題だと思うのですけれども。

保護司会の活動へ助成すること自体は非常に意義があると思うのですが、本来あるべき活動内容にそぐわないといいますか、中身的にはあまりにもパレード事業助成という感じなのですね。パレードに助成するなというわけではないのですが、保護司会への助成というのとちょっとずれているのかなという感じがしまして、確かに広報的な効果はあるというふうにおっしゃっていて、そういった部分はちょっと検証し切れない部分ではあるので難しいのですが、本来の目的の達成というところからすると、目的が達成はされているとは言えないのではないかという気がします。保護司会に事業助成をするということに関しては異議はないと思うのですよ。たしかここは17年度Cですよね。それに対して、要するにここも団体助成じゃなくて事

業助成にしたということなのですが。

【委員】

新宿通りのパレードは、かなりのPRというか、新宿の一つの名物行事になっているのかなと思うのですね。

【部会長】

ただ、やっぱりお金の内訳というのですか、果たしてこの支出項目というのが妥当なのだろうか。パレードそれ自体は実はそんなにかかっていないのですね。

【委員】

パレードにあまり逆に焦点が当たってしまって、本来の議論がずれてしまう。パレードというものでみんなが1つの問題意識に注力することはいい。保護司会として今日取り組んでもらう多くのテーマがあるので、それに目を向けてくださいということがメッセージされればそれで結構です。

【委員】

だから、ここのところでやっぱり評価委員として、今、一番保護司としてやらなきゃいけないことは再犯防止ですよ。自立・更生という事業からすると、あの事業は相当な格差があると思うのですよね。警視庁の騎馬隊を呼んで、区長が先頭になっていくということについては、ちょっとやっぱり保護司ではないのではないかという感じが私はするのです。そういう意味では、Cという評価を外部評価委員としてきちんとつけて、内容的なことを考えてもらうというのが評価じゃないかなと思うのですよね。

【部会長】

この事業は、保護司の方の負担にはなっていませんか。

【委員】

保護司会はかなり負担を感じているのではないのでしょうか。

【部会長】

もしその事業を続けるとしたらどこがやるべきなのかというところになるのでしょうか。

【委員】

再犯防止等の問題に関して、どのように社会的な関心を巻き起こしていくかということについては、その企画段階から多くの人に参画してもらってやっていくというようなやり方で、協働の視点から成果を上げるように進めることによって、結果として広く関心を持ってもらうことになるのではないかと考えますね。

【委員】

ただ、この事業は国の法務省の事業でもあるのです。各区市とも、こういうスタイルの事業らしいですね。社会を明るくする運動として、こういうデモンストレーションはやっているようです。だから、区としてもどこかでこの事業は継続、継承するのではないのでしょうか。

【部会長】

保護司会への事業補助金交付の目的というのは、保護司会が青少年の健全育成及び社会環境

の改善を推進するために行う事業に要する費用のことです。保護司会のパレードが青少年の健全育成と社会環境の改善活動というものに有効かというのはわからないわけです。PR効果は大きいとのことですが、それによって保護司の活動、再犯を抑える、社会に受け入れられるような効果というのが出ているのだろうか、それは何とも言えないと思いました。

保護司の活動に直接には生かされていないのだけれども、人々に知らしめる、社会を明るくする運動ということを知らしめる意味があると思いますが、そのパレードでどう伝わるのかというあたりが気になっているところです。

【委員】

保護司会としては本来の活動はしているのですよ。この72万円の公費を使ってやるパレードがどうなのかということの評価、しないといけないなということです。

【委員】

この予算は、このパレードのために出しているのとは書いていないですね。

書いていないけれども、実際に72万円の使い道はこのパレードだけと言ってもいいでしょう。

【委員】

パレードそのものも、青少年が直接かかわるようなパレードであればこの要綱に合うかなという感じはしますね。対象者をもう少し青少年に絞ったほうがいいのではないかと附帯意見をつけて評価したらどうですか

【委員】

保護司会の方の啓発活動や研修等というのは、他で賄われているわけですね。

【部会長】

評価のところに、交付要綱の第2条に直結するような事業を考えてください、保護司の活動の役割は重要であるが、真に保護司の活動であるものに助成を行うべきで、申請方式を検討したらどうか、平成17年度の補助金審査委員会の方法などの見直しが必要とされているが、団体補助を事業ごとにしただけでは問題解決にならないのではないかと、を入れる。

【委員】

青少年の非行問題と社会環境の浄化が喫緊の課題であり、区民に協働で取り組む企画を公募してはどうか、も一つのヒントです。

【部会長】

新しいネットワークの形成ができるのではないかと追加して、協働のところに入れ込みましょう。代替手段のところは、保護司本来の活動とやや離れているのではないかと入れる。

ここはC評価で、その事業そのものをやっぱりもうちょっと考え直してくださいということにしたいと思います。

次に、27「障害者就労支援施設事業運営助成」です。

これに関しましては、AとBで評価が分かれています。20年度までは心身障害者小規模通所施設事業運営助成と精神障害者施設運営助成事業という2本の事業だったのを、21年度から1本にして、障害者就労支援施設事業運営助成となったもので、小規模作業所に対して前払いで

お金を出しているというものです。多分1本になったというのは、自立支援法の関係で、個別障害別の政策ではなくて、すべての障害者を1つにという方向がありますので、障害者として対応するために一本化されたと理解いたしました。

【委員】

新しいそういう法制度ができて、それに向かって運営管理面が変わってくるとしたときに、それを一本にするのであれば、共通の基盤というか、共通の受け皿をつくるということをやったほうがいいのではないかとことです。これを機に、各団体の運営管理面の負担軽減のためのシステムというものを構築して、それを助成するというような形を考えたということです。要は統合して、時宜に合わせた政策を打ったということだけで見れば別にそれはそれでいいけれども、この機にそういう手を打ったらどうかというように思いました。

【部会長】

困っているという話は聞くのですけれども、今回はヒアリングをしませんでしたので。内部評価にも書いてあるのですけれども、改革方針というところに、「21年度から福祉施策の一元化により、同じ補助事業の中で、障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人及び旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人に対して運営費の助成を行い、安定的な運営とともに重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図っていきます」というのが改革の方針だったのですが、それが本当にそうになっているかどうかというのは、多分まだわからないと思うのですよね。

【委員】

まだわからないですよ。

【部会長】

ここも変わらないと思うのですけれども、自立支援法自体が変更すると言っていて、新しい法律の名前になるかもしれないということなので、結構動く可能性がある施策ではあるのですね。だから、その辺のことは置いておいて、この事業に対する評価としては、一応意味があってAでいいのかなと思いました。Aでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

その理由ということで、「自立支援法の改定の影響があると考え。事業の趣旨は理解できるが、前払については見直しが必要」、「新規参入が少ない」というのを総合評価のところに入れて、役割のところ、「自立支援法の施行に伴って区が施設事業者の運営基盤の整備費用を補助しているということは妥当である」とします。

続いて、28番「障害者福祉活動事業助成」です。問題は前金払というところです。この事業は、これは聞いたら19団体から増えていないのです。前金払から概算払に移行を課題として検討している点を明記してくださいということと、先行きの新規参入を促す必要があるだろうということです。

【委員】

新規参入を促すということとともに、区側として19団体をグリップすることを結構苦労してしっかりやって、内部評価で課題なり、改革の方針のところ当事者がこういうふうに書かれているということは、応援という意味でAだという言い方もできるのだけれど。

【部会長】

もうちょっと見直しが必要ではないかということですね。

【委員】

それは現在のこの状況自体がそうだと思います。

【部会長】

かつては24団体ぐらいあったのが、当事者団体が減ってしまっていて、サポート団体だとどんどん増えてきているという形だということがありまして、補助事業のままでいいのかというのちょっと検討されているようでした。

やはり新規参入というのと、団体が高齢化したということもあるので、せっかくだいい事業であるにもかかわらず、補助するところが減っているということへの対応ということを考えてもらいたいという気持ちがあります。役割分担のところ、「助成対象者が自主的に事業展開をしていることは評価したい」、「実績報告時に各団体が提出する事業評価シートに基づいて運営上の問題点や利用者の満足度を区として把握していることは評価」を入れたいと思います。

目的の妥当性に「障害者への自立支援に直結する目的の上では妥当である」、協働の視点のところに、「団体の高齢化を踏まえた対応が必要である」、「3年間新規参入がないなど、事業の将来に対して不安がある」を入れる。A評価として、評価理由には「目的はほぼ達成されている、支出方法としては前金から概算払への移行を課題として明記する」「新規参入を促す対策が必要であろう」入れたいと思います。

次が高齢者クラブの関係です。「高齢者クラブ連合会事業助成」「高齢者クラブバス派遣」。

高齢者クラブ連合会の助成というのも昭和47年からずっと続く事業です。高齢者クラブの存在そのものを否定しているわけではない。ただ、そのときの高齢者クラブ連合会に対する助成金というのでいかなものかということ。17年度の補助金審査委員会では見直しと言われていたのに対してどうなのかということでは、「高齢者クラブは減っている、参加者も会員も減っています」。活動については、「趣味活動だけではなくて、地域清掃活動など社会貢献もやっている」。同じ事業ばかりじゃないかということ、「高齢者にとっては同じ事業を継続することも必要なのだ」という回答です。

【委員】

高齢者クラブ連合会事業助成として、連合会が行う自主事業に対して区が補助しているというシステムだということ。そういうシステムとしてはいろいろ工夫しているようにも受け取れました。個々の高齢者クラブ自体の活動が実態に流されているということについて疑う余地はない。ただ、連合会としてある程度の見識を込めてやっているということなのでしょう。

【部会長】

もうちょっと新しいメンバーが入りたくなるような事業をしたらどうか、メンバーの固定化ということが問題だという指摘があります。

【委員】

そうですね。高齢者が事業をやめてしまうと、その楽しみを奪ってしまうといったことになりますので、今までいる方ももちろん満足して暮らしていくためには、もしかしたら必要な事業なのかなという気もしましたが、今のままずっと続けていくと、ちょっと目的との関わりでどうなのでしょう。

【部会長】

新宿は高齢者クラブでは老舗なのです。

【委員】

活躍できるという意味ではシルバー人材センターみたいなもののほうが、目的にぴったり合っているのかなと思いました。

【委員】

ヒアリングのときにもちょっと指摘をさせていただいたのですけれども、町会単位で高齢者クラブというのをつくってしまっていて、門を広げているのだけれども、一般の人はなかなか入りづらいということが一つありますね。それから、活動はどうしても趣味の延長上で、特に団塊の世代の人たちが入るような知的な好奇心をくすぐるような活動が見られない。

【委員】

中心は今80代だということでしたね。

【委員】

趣味ということだけだと、どこに行ってもすごく生き生きとダンス、卓球などさまざまな分野で高齢者の方はやっている。それも区の施設を使ったりしているので、そんなに費用はかからない。それぞれ限られた予算の中で楽しくやっているわけです。趣味・娯楽であるとする、この事業だけに助成するのは、偏った感じになる気もします。

ただ、お年寄りに優しいまちというのではいいかなと思います。

【部会長】

クラブ数が減っている。そういうものは、どう考えているのかというあたりがやっぱり弱かったのだと思います。日本全体で減っているのですけれども、特に東京23区はやはりクラブが減っている。理由はやはり80歳代中心で、もう動けない。下の世代が入ってこないらしい。そうすると、今までのやり方でいいのかというのは大きな課題になってきます。

【委員】

新宿区の高齢者問題の課題の大半を占めるのは、やっぱり高齢者の引きこもり、社会保険料も含めて医療費の負担が非常に大きくなっていることです。そういう点では、今の高齢者クラブが受け皿になっていない。

【委員】

新しいメンバー、団塊の世代の地域デビューの場づくりというふうにターゲットを絞って、

これで地域デビューしてもらって、地域社会のいろいろな活動に参加してもらおう。これはその登竜門だと、そこで出てきた人とお茶を飲んで、あるいはバス旅行をして、今までの身の振り方を改めてもらおうという機会にするという、地域デビューの作法を教える場だというふうに使ったらどうかと思います。

【委員】

それが地域の高齢者クラブの本来じゃないでしょうか。

【委員】

あとは歌をやるのも、交通整理をやるのも、シルバー人材センター的なことをやるのもよし、それはもう高齢者クラブというところじゃなくて、それぞれに散って行ってやってもらおう。高齢者クラブは、公園デビューと同じように地域デビューのきっかけづくりで、もちろんバスで泊まりがけで行ってもらってもいいのでは、二十歳になったときにお祝いするのと同じように、65歳になった人たちをバスにて旅行して親しくなってもらおう。

【部会長】

対象者は60歳からです。今60歳で高齢者クラブに入りませんね。

【委員】

60歳は入らないですね。

【部会長】

そういうちょっとやっぱり制度上の問題も若干あるのだろうなと思うのですね。お楽しみだったらくさんあるという。新宿という都市部を考えると、何も町内会の隣の人とやらなくても、もうちょっと離れたところでも十分楽しめるわけです、公的なところも含めて。そうなる、高齢者クラブ、連合会としての名前も含めて新しい方向性を考える必要はあると思います。そのときに、今までどおり、本来だと元気な人たちなのですけれども、もうちょっと遠くまで行かれない人たちを地域で見るお楽しみというのがあってもいいかもしれないと思います。どうも今のままでは厳しいだろうとみています。

【委員】

連合会が行う自主事業として見てもまだ十分ではないというニュアンスを出す。

【部会長】

「高齢者クラブのあり方を抜本的に検討する必要がある。従来の事業を継続するだけでは、補助事業としての意味はないと考える」と総合評価のところに入れる。

あとは、「社会参加が真に必要とされる新規メンバーが加入できる、したくなるようなクラブ運営、事業になることが望ましい」と入れる。

それと、「趣味活動以外に知的好奇心を満足させる活動に期待したい」も必要だと思います。

目的の妥当性のところで、「17年度の補助金検討委員会の指摘にちゃんとこたえているのか」と入れたい。

「団塊の世代の男性を参加させる手段、工夫はできないか」と、これはちょっとまとめて、後でもう一回確認したいと思います。

最後に「高齢者クラブバス派遣」、日帰りには400人近くが参加して、一般の方も参加していますというお答えでした。ヒアリングのときは、「80歳代ではお楽しみとしてもバス旅行は大切なのだ」というのと、「研修ということもバス旅行の中である」と言われましたが、要綱に変更が加えられていないという問題があります。

【委員】

そうですね。

【部会長】

あとは、「社会情勢を踏まえた検討が必要である」と「連合会主催の新事業を一部でも取り入れたらいいだろう」と「老人クラブ全体のあり方との関係で検討する必要もあるだろう」という意見です。

高齢者クラブ連合会の助成事業とすごく関連していることから、「今後の社会情勢を踏まえ、検討が必要である」、「高齢者クラブのあり方全体との関係で検討する必要がある」ということを足します。また、「バス利用は受益者負担が原則」と入れる。また、高齢者の引きこもりとの関連も入れて。

【委員】

バス借上費助成要綱の目的の中に、「高齢者クラブがバスを利用して行う自主事業です」とある。だから、何でもいいわけです。税金を使ってやるのは少しおかしいと思う。1つは、バスを使わなければならない確固とした理由が見えない。もしそれをやるとすれば、まず助成要綱の目的を見直して欲しい。例えば「高齢者が日常生活圏を離れ、広く社会を見聞する」と地域の交流、地域間の交流です。この2つを目的として助成するというのだったらわかると思います。

【委員】

まさに社会情勢がだんだん変わってきているということだと思うのですよ。今は高齢者の割合も増えていきますし、退職の年齢もちょっと上げる方向にある。退職してもシルバー人材等いろいろなところで活躍する方も増えてきている。一部の方の活動に限定されてきてしまった感があるので、やはり社会情勢に合っているのかです。

【部会長】

わかりました。その他に「要綱の目的の見直しが必要ではないか」とする。

【委員】

そういう目的でバスを使っていくしかないと思います。

【部会長】

高齢者のお楽しみのバックアップをしつつ、新しい地域交流のきっかけとしたいということ、連合会のほうの評価理由にちょっと移していただけますでしょうか。

最終的に部会評価だけ確認させていただきます。

プレイパーク活動の推進はA、おおむね問題なし。

民間学童クラブの利用料助成もAで、おおむね問題なし。

地区青少年育成委員会活動への支援はC、抜本的見直しが必要になりました。

8番「認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助」はA、9番「認証保育所保護者等の負担軽減」はA、10番「私立幼稚園協議会への事業助成」がB、11番「教育研究会事業補助」がC、12番「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業」がA、13番「夜間往診事業助成」がA、14番「妊産婦健康診査費助成（里帰り等）」はA、18番「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」はA、19番「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」はC、20番「障害児タイムケア事業運営助成等」はA、21番「特別養護老人ホーム等建設事業助成」はA、22番「特別養護老人ホーム運営助成等」はB、23番「サービス評価事業」はB、24番「介護福祉士資格取得費用助成」はA、25番「医療介護支援事業」はB、26番「保護司会への事業助成」はC、27番「障害者就労支援施設事業運営助成」はA、28番「障害者福祉活動事業助成」はA、29番「高齢者クラブ連合会事業助成」はC、30番「高齢者クラブバス派遣」はC、となりました。

【事務局】

12番の猫の事業なのですけれども、17年の補助金等審査委員会で、「飼い猫に関して助成を行っているが、本来飼い主の責任で対応すべき問題である、区が助成することは適切ではない」という答申があったのです。それも含まれてCの評価になっていて、今回Aになるのですけれども、これに対して、その部分がなぜ今回Aになったのか、外部評価での今回の内容がどこにも触れられていないので、その部分についてはどう考えるのかというのが1点あります。それがないとちょっと整合性がつかないのです。

それから、21番の特別養護老人ホームのところ、目的の妥当性のところで、やむを得ないという、それでAなのかという、そこをどうするかをちょっと議論していただきたいと。

それと、24番の介護福祉士なのですけれども、評価意見の内容をしてみると、いろいろ改善の要望が書かれている。

【部会長】

書かれているのだけれども、なぜAになったのか。

【事務局】

はい。その辺は理由がもう少し何か要るのではということです。

【部会長】

なるほど。では、ちょっと猫からいきます。17年のときは飼い猫にまでお金を払うのはいかなものかというところがあったのですが、今回私どもは確かに触れませんでした。ただ猫は勝手に出ちゃうから、飼い猫もちゃんとしないと、野良の対策にならないという話でしたよね。

【委員】

そうです。

【委員】

猫に対するというか、動物愛護の土壌が非常に変わってきたわけですね。動物に対する愛護精神が高揚してきたわけですよ。地区によっては、「猫のいるまち」みたいなことを商店街でPRしたりなんかしている地区もあります。そういうことで、17年に比べると猫に対する見

方が非常に変わってきたということが背景にあると思うのですね。

【委員】

猫というものはひもをつけて飼うというものでは基本的にないから、もし飼い猫といえどもそういうことができない人がいたときには、それは公のお金でもやらないと、それが起因して多くの迷惑が生じてしまうから、飼い猫をただでやりますということというふうにとってはいないのですよ。時代の認識が多少変わったということかもしれませんけれども。

【委員】

目的の妥当性の中で、新宿区では先進的な取り組みがほぼ広がっていると。暮らしの中の環境づくりを協働の視点で行うという、17年から比べると協働という視点が地についたという評価があるわけですね。協働での実効ある取り組みが実ったということで、Aになったと。

【委員】

飼い猫だから自動的に注射してあげるというのではなくて、その猫のために多くの人が困るのじゃ困るなということで理解したという話です。

【委員】

協働での実効ある取り組みという表現をどこかにちょっと入れさせていただいて。

【委員】

17年のCの原因が「個人の負担であるべきなのに」というところだったので、それに対してもう少しわかりやすくということですよ。

【部会長】

猫はどこでも移動可能なため、結果として不幸な猫を増やさないため、あと住民のトラブルを避けるためにも費用が負担できない人に対して助成することは妥当と考えたと。その根拠としては、先がけ地域になっているという目的の妥当性のところがあるということですよ。

あともう1つ、21番の特別養護老人ホーム等建設補助、300床に対してお金を出し続けることに対して、私どもの評価ではAだったのですが、でもやむを得ないですよ、これ。お金を出すなと言えないわけですから。「やむを得ない」じゃなくて、過去債務の確認をしたということです。

【委員】

やむを得ないけれども、妥当であると。「やむを得ない」を取ればいい。

【部会長】

あと、24番の介護福祉士の資格取得費用の助成なのですが、Aにしたのですけれども、ちょっといろいろつけてしまっているということですね。

【委員】

僕はいいと思う。

【部会長】

できないということですね。その他。だからこれは区の制度が悪いというよりも、要するにそういうのに助成するのだったら、もうちょっとちゃんと要綱をつくってくださいという話な

のですよね。Bにしてもいいかもしれないですね。

【部会長】

ヒアリングを聞いてとても情けないなと私が思ったのは、試験は合格したかというアンケートの答えが全員からはないという、お金をもらって講習を受けたりしているのですから、その自覚はちゃんと持ってもらいましょうという気持ちがとても強いのですね。

【委員】

それはそうですね。介護の関係のサービスが向上していくという対策としてこれが結びついているのだということの確認がもう少ししっかり行われないとだめだと思うわけですよ。そういった点で、例えば最終報告書を出さないと、そのお金は渡さないとか。やっぱりそれを使ってしっかり仕事をしたということを1年後に報告するとか、せっかくそういう方に資格を取ってもらったのだから、その資格を取ってもらった方を使ってそういう現場の様子を把握するということもできるわけです。

【部会長】

補助金の役割はあるということでAにしたのですけれども、役割は認めつつBに変更です。では、今日はここまでとさせていただきます。ご苦労さまでした。

<閉会>